

(別添)

研究開発の事業評価書 (事前評価)

令和 7 年 8 月

農林水産省

研究開発の事業評価書（事前評価）

1. 政策評価の対象とした政策 行政機関が行う政策の評価に関する法律に基づき、評価を義務付けられた研究開発事業について、次の研究制度の1件を対象として、令和7年度新規・拡充予算要求の実施の可否等の判断に資するため、事前評価を実施した。 【研究制度】 ・「知」の集積と活用場によるイノベーション創出推進事業（新規・拡充）
2. 政策評価を担当した部局及びこれを実施した期間 農林水産技術会議において、令和7年8月に実施した。
3. 政策評価の観点 行政機関が行う政策の評価に関する法律、農林水産省における研究開発評価に関する指針（参考資料1）及び研究開発評価実施要領（参考資料2）に基づき、必要性、効率性、有効性の観点から総合的に評価を行った。
4. 政策効果の把握の手法及びその結果 研究制度及び委託プロジェクト研究課題を担当する農林水産技術会議事務局の研究開発官等が、①農林水産業・食品産業や国民生活のニーズ等から見た重要性、②国が関与して推進する必要性、③目標の妥当性、④社会・経済等に及ぼす効果等の明確性、⑤研究制度の仕組みや研究計画の妥当性を把握し、評価個票（別添）に取りまとめた。
5. 学識経験を有する者の知見の活用に関する事項 評価に当たっては、農林水産技術会議の専門委員（参考資料3）によって構成される評価専門委員会を開催し、十分に審議を行った。 なお、専門委員は外部の学識経験者に加え、農林漁業者及び産業界等の民間の有識者を選任している。
6. 政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報に関する事項 本評価には、委託プロジェクト研究課題ごとの評価個票等（別添）を資料として使用した。 なお、資料については、農林水産技術会議ホームページ（ https://www.affrc.maff.go.jp/docs/hyouka/menu.htm ）や本評価担当窓口である農林水産技術会議事務局研究企画課において閲覧可能となっている。
7. 政策評価の結果 事前評価を行った1件の研究制度において、「農林水産・食品分野のイノベーション創出を推進するための重要な取組である」とされた。

(別添)

等票個価評

目 次

研究制度

「知」の集積と活用によるイノベーション創出推進事業（新規・拡充）

・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1

研究制度評価個票(事前評価)

1. 全体の取組(概要)

課題名:「知」の集積と活用によるイノベーション創出推進事業(新規・拡充)

予概算要求額 3,767 (2,850) 百万円

<対策のポイント>

農林水産・食品分野におけるオープンイノベーションを促進するため、農林水産省が開設した『「知」の集積と活用の中』において、様々な分野の多様な知識・技術等の連携を図ります。

<事業目標>

- 研究成果の70%以上が、次のステージの研究や農林水産・食品産業の現場において普及・活用〔令和9年度まで〕
- 終了課題のうち50%以上において、事業化が有望な研究成果を創出〔令和8年度まで〕等

<事業の内容>

1. 「知」の集積による産学連携推進事業【308(257)百万円】(拡充)

『「知」の集積と活用の中』における協議会の運営、研究開発プラットフォームから生み出された研究成果の商品化・事業化、海外展開を促進するマッチングイベントの開催、バイオエコノミーの推進に資する活動への支援等、イノベーションの創出に向けた取組を支援します。

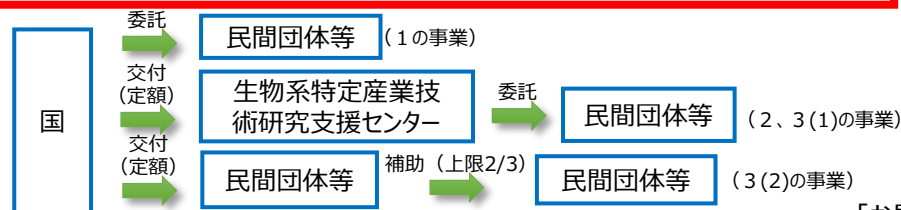
2. オープンイノベーション研究・実用化推進事業【2,459(2,323)百万円】

国の重要政策の推進や現場課題の解決に資する研究成果を創出し、社会実装を加速するため、産学官が連携して取り組む基礎研究及び実用化研究を支援します。

3. スタートアップ支援の強化【(1) 670(270)百万円、(2) 330(0)百万円】

政策的・社会的課題の解決やサービス事業体等の新たなビジネス創出のため、(1) SBIR制度のもと、革新的な研究開発とその事業化を目指して取り組むスタートアップ等を支援します。また、将来のアグリテックを担う優秀な若手人材を発掘し、研究起業家としての能力向上を支援します。

(2)現場課題の解決に直結する革新的な技術の事業化を目指す農林水産・食品分野のスタートアップの大規模技術実証を支援します。(新規)

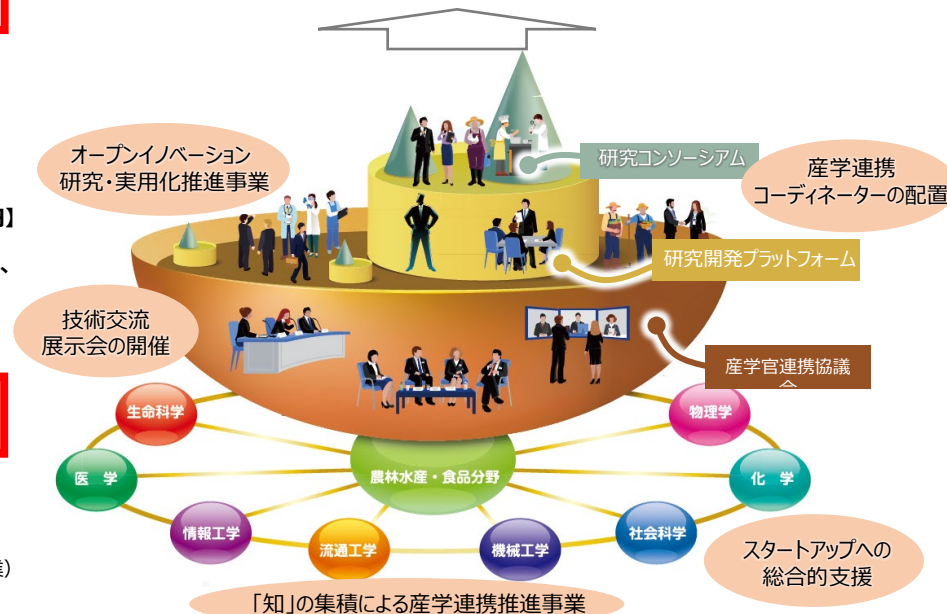


<事業イメージ>

「知」の集積と活用の中

農林水産・食品分野に様々な分野のアイデア・技術等を導入した産学官連携研究を促進するオープンイノベーションの中

新たな商品化・事業化を通じて農林水産・食品分野を成長産業へ



【お問い合わせ先】 農林水産技術会議事務局研究推進課 (03-3502-5530)¹

2. 全体の取組(詳細)

課題名:「知」の集積と活用によるイノベーション創出推進事業(新規・拡充)

研究課題名	「知」の集積と活用によるイノベーション創出推進事業
研究開発官等名	研究推進課 産学連携室
連携する行政部局	省内外関係行政部局
研究期間(新規拡充分)	R8～R12年度
総事業費(新規拡充分)	15.4億円(5年間)
研究課題の概要	【全体の概要】 農林水産・食品分野におけるオープンイノベーションを促進するため、農林水産省が開設した『「知」の集積と活用の中場』において、様々な分野の多様な知識・技術等の連携を図ります。R8年度は、当該事業のうち以下の事業を拡充する。 【課題一覧】 1. 「知」の集積による産学連携推進事業 3. スタートアップ支援の強化 (2)現場課題の解決に直結する革新的な技術の事業化を目指す農林水産・食品分野のスタートアップの大規模実証を支援します。

3-1 課題別の取組(概要)

課題名:「知」の集積と活用の中によるイノベーション創出推進事業のうち 「知」の集積による産学連携推進事業(拡充)

「知」の集積と活用の中によるイノベーションの創出のうち
「知」の集積による産学連携推進事業

【令和8年度予算概算要求額 308(257)百万円】

「知」の集積と活用の中

1 「知」の集積と活用の中推進事業【110(59)百万円】

○産学官連携協議会の運営

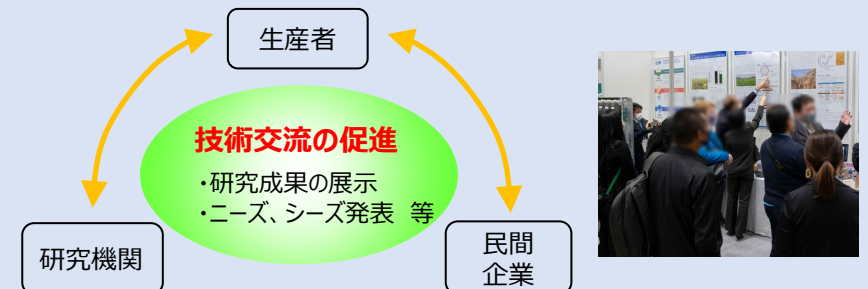
- 協議会会員や研究開発プラットフォーム活動の見える化による交流促進、「知」の集積と活用の中から生み出された研究成果を商品化・事業化につなげるための支援、目的別のマッチングイベント等を実施



2 技術交流推進事業【70(70)百万円】

○展示会の開催

- イノベーション創出に向けて、農林水産・食品分野に関する最新の研究成果の展示会を開催し、研究機関、生産者、民間企業等の技術交流を促進。さらに、スタートアップが有する技術の情報発信により、初期需要創出を支援。



3 産学連携支援事業【128(128)百万円】

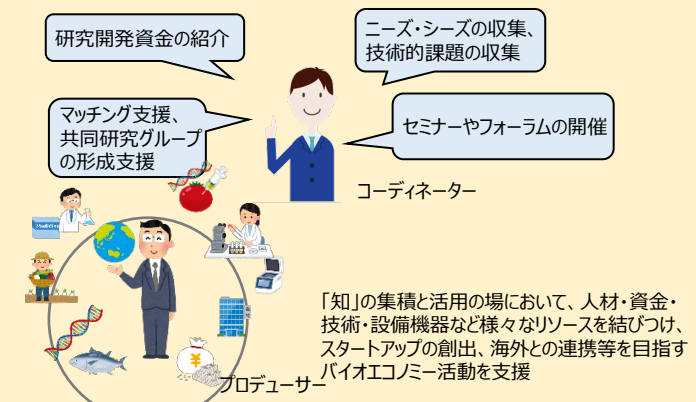
○全国コーディネーター配置

- 農林水産・食品分野の研究開発や知的財産の活用方法等に関する高度な知見を有するコーディネーターを全国に約140名配置し、民間企業や研究機関等のマッチング、研究開発資金の紹介、商品化・事業化等を支援

○バイオエコノミー推進人材活動支援

- 「知」の集積と活用の中を起点に、バイオエコノミーの推進に資する研究成果の社会実装に向けた活動を支援

連携



【お問い合わせ先】 農林水産技術会議事務局研究推進課 (03-3502-5530)

3ー1 課題別の取組(詳細)

課題名:「知」の集積と活用の中によるイノベーション創出推進事業のうち
「知」の集積による産学連携推進事業(拡充)

1. 基本情報

(1)研究開発官等名	研究推進課 産学連携室
(2)連携する行政部局	省内外関係行政部局
(3)研究期間	R8～R12年度
(4)事業費	5. 5億円(5年間)

2. 研究内容

(1)研究の概要	「知」の集積と活用の中産学官連携協議会の活動は、農林水産・食品分野におけるオープンイノベーションを通じ、様々な分野の技術・アイデア等を導入して創出される革新的な技術シーズの社会実装を推進するための仕組みとして、平成28年度より開始。5年毎に活動を見直し、令和8年度からは、第3期の取組を開始。 令和7年度5月時点で、会員数は5,088、共通のテーマ・課題を持つ関係者が集い、形成する研究開発プラットフォーム数は177、研究開発プラットフォームが研究開発を実施するために形成する研究コンソーシアムは累計657となっている。
(2)研究の内容 ※評価項目1関連	これまで、協議会会員の交流促進、研究開発プラットフォームのプロデューサー支援、海外展開の支援等を実施してきたが、令和8年度からは、政策課題の解決に資する社会実装の事例創出を加速するため、新たに、 ①地域イノベーション拠点や異業種企業等と連携して農林水産分野で発展性のある研究課題に取り組むPF/コンソを形成するためのマッチング経費を支援、 ②社会実装を見据えた有望性のあるPF/コンソの計画的な取組に対して大企業との連携、VCによる資金調達等の伴走支援経費を支援、 ③社会実装を加速するネットワーク構築を行う為、協議会の技術シーズ等のDB化を支援。
(3)研究推進体制 ※評価項目4関係	第三者で構成される評価委員会により、「知」の集積と活用の中における活動全体に対して、年1回評価を実施。 この評価委員会において、プラットフォームが有用な社会実装成果を創出できるよう包括的に全体で評価を実施し、必要に応じて助言を行っている。本委員会の評価結果については農林水産省のホームページに公表し、毎年フィードバックを行っている。

3ー1 課題別の取組(詳細)

課題名:「知」の集積と活用の中によるイノベーション創出推進事業のうち
「知」の集積による産学連携推進事業(拡充)

2. 研究内容

(4)アウトプット目標 ※評価項目2関連	最終の到達目標 第3期終了(令和12年度)まで、「知」の集積と活用の中プラットフォーム間の交流・連携を支援することによって研究の活性化を促し、実際に研究開発を行う研究コンソーシアムにおいて、累計で1,000課題の研究を実施
(5)アウトカム目標 ※評価項目3関連	事業化を達成するPF割合を現状4割から目標7割とする。

3-2 課題別の取組(概要)

課題名:「知」の集積と活用の中によるイノベーション創出推進事業のうち
スタートアップ大規模技術実証支援事業(新規)

予概算要求額 3,767 (2,850) 百万円

<対策のポイント>

農林水産・食品分野におけるオープンイノベーションを促進するため、農林水産省が開設した『「知」の集積と活用の中』において、様々な分野の多様な知識・技術等の連携を図ります。

<事業目標>

- 研究成果の70%以上が、次のステージの研究や農林水産・食品産業の現場において普及・活用 [令和9年度まで]
- 終了課題のうち50%以上において、事業化が有望な研究成果を創出 [令和8年度まで] 等

<事業の内容>

1. 「知」の集積による産学連携推進事業 【308 (257) 百万円】

『「知」の集積と活用の中』における協議会の運営、研究開発プラットフォームから生み出された研究成果の商品化・事業化、海外展開を促進するマッチングイベントの開催、バイオエコノミーの推進に資する活動への支援等、イノベーションの創出に向けた取組を支援します。

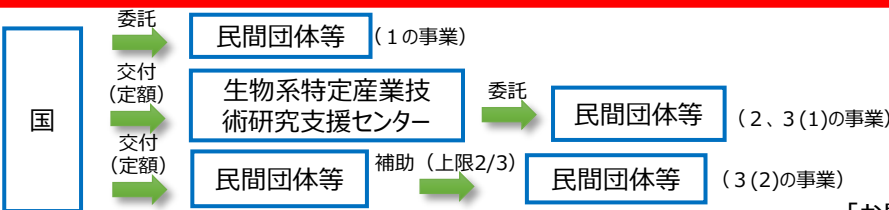
2. オープンイノベーション研究・実用化推進事業 【2,459 (2,323) 百万円】

国の重要政策の推進や現場課題の解決に資する研究成果を創出し、社会実装を加速するため、産学官が連携して取り組む基礎研究及び実用化研究を支援します。

3. スタートアップ支援の強化 【(1) 670 (270) 百万円、(2) 330 (0) 百万円】

政策的・社会的課題の解決やサービス事業体等の新たなビジネス創出のため、(1) SBIR制度のもと、革新的な研究開発とその事業化を目指して取り組むスタートアップ等を支援します。また、将来のアグリテックを担う優秀な若手人材を発掘し、研究起業家としての能力向上を支援します。

(2)現場課題の解決に直結する革新的な技術の事業化を目指す農林水産・食品分野のスタートアップの大規模技術実証を支援します。(新規)



<事業イメージ>

「知」の集積と活用の中

農林水産・食品分野に様々な分野のアイデア・技術等を導入した産学官連携研究を促進するオープンイノベーションの中

新たな商品化・事業化を通じて農林水産・食品分野を成長産業へ



3-2 課題別の取組(詳細)

課題名:「知」の集積と活用によるイノベーション創出推進事業のうち スタートアップ大規模技術実証支援事業(新規)

1. 基本情報

(1)研究開発官等名	研究推進課
(2)連携する行政部局	省内関係行政部局
(3)研究期間	R8～R10年度(3年間)
(4)事業費	9.9億円(見込)(3年間)

2. 研究内容

(1)研究の概要	技術開発に長期を要する一方で製品・サービスのコスト要件が厳しい農林水産・食品分野のスタートアップにおいて、商業化を目指す大規模技術実証を支援することにより、実証成果の社会実装を促進する。
(2)研究の内容 ※評価項目1関連	社会課題の解決に有用な新技術を有し、新しいビジネスを創出するポテンシャルが高いスタートアップは、多くの課題を抱える農林水産・食品分野において重要な役割が期待されている。本年4月に閣議決定された新たな「食料・農業・農村基本計画」では初めて「農林水産・食品分野のスタートアップによる技術開発・実装」の項目が章立てされたところであり、本政策を着実に推進していく必要がある。 一方、農林水産・食品分野では研究開発や事業準備に時間・コストがかかることから他分野に比べても事業化の難易度が高く、スタートアップが有する優れた技術が社会実装されない恐れがある。農業や食品産業の現場に直接・間接に役立つ成果を速やかに還元するためには、スタートアップが直面する大きな障壁の一つである開発ステージと事業化ステージの間の「死の谷」と称される障壁を乗り越える必要があることから、実証成果を円滑かつ確実に社会実装できるよう、大規模技術実証及びその後の商用化への円滑な移行を支援するものである。
(3)研究推進体制 ※評価項目4関係	新たな基本計画を踏まえた政策ニーズに基づく応募テーマを設定し、スタートアップからの提案を公募することを想定。それらを外部有識者等で構成される審査委員会で厳正な審査の上、採択を決定する。採択後は、外部有識者等で構成される評価委員会での評価を実施し、実証成果が芳しくない、事業化の見込みが小さい等の場合は取組内容の見直しや中止を指示するような仕組み(ステージゲート機能)を検討しているほか、進行管理体制については、関係者によるフォローアップ会議により適切な進捗管理と指導・助言を行う仕組みを考えている。 スタートアップの応募要件については、VC等の出資を受けることを前提とし、VC出資額等の2倍まで補助する(補助率2/3)ことを想定。

3-2 課題別の取組(詳細)

課題名:「知」の集積と活用によるイノベーション創出推進事業のうち
スタートアップ大規模技術実証支援事業(新規)

1. 基本情報

(1)研究開発官等名	研究推進課
(2)連携する行政部局	省内関係行政部局
(3)研究期間	R8～R10年度(3年間)
(4)事業費	9.9億円(見込)(3年間)

2. 研究内容(続き)

(4)アウトプット目標 ※評価項目2関連	R11年度に採択スタートアップの社会実装率60%
(5)アウトカム目標 ※評価項目3関連	採択スタートアップの売上額を、事業終了後3年間で2倍にする(R14年度) 事業終了後3年以内に資金調達に至った者の割合:6割(R14年度)

4. 評価

課題名:「知」の集積と活用によるイノベーション創出推進事業

【項目別評価】

項目名	ランク (A～C)
1. 研究内容の妥当性	A
2. 研究目標(アウトプット目標)の妥当性	A
3. 研究制度が社会・経済等に及ぼす効果(アウトカム)の目標の明確性	A
4. 研究制度の仕組みの妥当性	A

【総括評価】

1. 研究の実施(概算要求)の適否に関する所見	ランク (A～C)
・ 農林水産・食品分野のイノベーション創出を推進するための重要な取組である。	A
2. 今後検討を要する事項に関する所見	
・ 売上げではなく、事業価値の向上といった視点で評価できるよう配慮いただきたい。 ・ 顧客の増加や市場における需要喚起など、社会実装の確度が上がるような支援の仕組みも考慮して進めていただきたい。 ・ スタートアップ支援では、他省庁の先行事例を十分に参考にした上で、進めていただきたい。	

5. 用語集

用語	用語の意味
イノベーション	科学的な発見や発明等による新たな知識を基にした知的・文化的価値の創造と、それらの知識を発展させて経済的、社会的・公共的価値の創造に結び付ける革新(第5期科学技術基本計画)。
「知」の集積と活用 の場	我が国の農林水産・食品分野のオープンイノベーション推進を目的に、様々な分野(医学、化学、工学等)の知識・技術・アイデアを導入し、革新的な研究開発を行い、商品化・事業化につなげる新たな産学官連携の仕組みとして農林水産省が2016年4月に創設。産学官連携協議会、研究開発プラットフォーム及び研究コンソーシアムの三層構造。
スタートアップ	本来の意味は「立ち上げ」や「起業」などであるが、SBIR制度(後述)においては、原則設立15年以内の革新的な研究開発を行う中小企業のことをさす。
SBIR制度	Small/Startup Business Innovation Research の略。 「科技イノベ法」に基づき、内閣府を中心に関係省庁横断的な取組として、スタートアップ等による研究開発とその成果の事業化を支援し、それによって我が国のイノベーション創出を促進することを目的とした制度。
オープンイノベーション	自社だけでなく他社や大学、地方自治体、社会起業家など様々な機関・組織が持つ技術やアイデア、サービスなどを組み合わせ、革新的なビジネスモデルや研究成果、製品やサービスの開発につなげるイノベーションの方法。「知」の集積と活用においては、人材、情報、資金をオープンにすることによりイノベーションの創出を目指している。
研究開発プラットフォーム	産学官連携協議会の会員によって構成される、一定のテーマのもとで新たな商品化・事業化に向けた共通の研究課題の具体化や知的財産戦略・ビジネスモデルの策定等を行うグループ。令和7年3月末時点のプラットフォーム数は179。
プロデューサー	研究開発プラットフォームが効果的に機能するよう、研究開発を実施するための体制作りから事業化に向けた戦略作りまで幅広く担う研究開発プラットフォームの中心的人材。
研究コンソーシアム	研究開発プラットフォームに参画している複数の研究機関により構成される研究開発を行うグループ。なお、研究開発プラットフォームの中には、複数の研究コンソーシアムが形成されているものもある。平成28年度から令和7年3月末時点まで累計657の研究課題を実施。

5. 用語集(続き)

用語	用語の意味
バイオエコノミー	バイオテクノロジーや生物資源等を利用し、持続的で、再生可能な循環型の経済社会を拡大させる概念(「バイオ戦略フォローアップ(令和3年6月11日統合イノベーション戦略推進会議決定)」より)。
産学官連携協議会	農林水産・食品分野と様々な分野(医学、化学、工学等)の多様なステークホルダー(生産者、民間企業、大学等)が参画し、セミナー・ワークショップ等を通じて相互交流を行う場。「知」の集積と活用場の母体となる組織で、会員制。令和7年3月末時点の会員数は5,066(法人団体・個人計)。”
死の谷	技術の社会実装の過程において、実用化段階～事業化における障壁のこと。事業として収益を得るまでに時間を要するほか、事業化体制構築には相当な資金調達が必要となるため、経営判断の難しさ等から失敗するケースも多い。
ベンチャーキャピタル(VC)	スタートアップやベンチャーといった、高い成長率が見込まれる未上場企業に対して、主に出資の形で投資を行う会社のこと。ベンチャーキャピタルは、投資先企業の成長によって高いリターンを得る可能性がある反面、投資対象が成長を目指している未上場企業であることから、投資リスクも高い傾向にある。

農林水産省における研究開発評価に関する指針
(平成 28 年 3 月 22 日 農林水産技術会議決定)

第 1 趣旨

農林水産技術会議では、平成 27 年 3 月に「農林水産研究基本計画」を策定し、今後 10 年程度を見据えた研究開発の重点目標及びそれを実現するための推進施策を示した。今後、本計画に沿って、行政のニーズに応え、成果が普及に及ぶ研究を促進する取組を強化するとともに、我が国の農林水産業の競争力強化に向けて、研究成果を着実に現場で普及・実用化するため、各種の研究開発評価を着実かつ効率的・効果的に実施する必要がある。

また、平成 24 年 12 月に「国の研究開発評価に関する大綱的指針（内閣総理大臣決定）」が策定されるとともに、平成 27 年 3 月には、行政機関が行う政策の評価に関する法律（平成 13 年法律第 86 号。以下「政策評価法」という。）に基づき新たな「農林水産省政策評価基本計画（農林水産大臣決定）」が定められた。

これらを踏まえた上で、農林水産省における研究開発評価の一層の充実と効率化を図るため、「農林水産省における研究開発評価に関する指針」（平成 23 年 1 月 27 日農林水産技術会議決定）を改定する。

第 2 評価等の種類と評価実施体制

1 評価等の種類

農林水産省における研究開発に関して、以下の評価等を実施するものとする。

ア 農林水産研究基本計画（平成 27 年 3 月 31 日農林水産技術会議決定。以下「研究基本計画」という。）の検証・評価

イ 研究制度評価

ウ 研究課題評価

（ア）委託プロジェクト研究課題評価

（イ）競争的研究資金制度等の研究課題評価

エ 追跡調査・検証

2 評価等の実施主体

評価の実施主体は、農林水産技術会議（以下「技術会議」という。）とし、研究基本計画の検証及び追跡調査・検証の実施主体は農林水産技術会議事務局（以下「事務局」という。）とする。

3 評価実施体制

① 研究開発評価を効果的に行うため、技術会議の専門委員によって構成される評価専門委員会を開催する。

② 評価専門委員会を構成する専門委員は、評価対象となる研究基本計画、研究制度又は委託プロジェクト研究課題の企画・立案又は実施に直接関与していない外部専門家又は外部有識者（以下「外部専門家等」という。）から選任するものとする。この場合、現場への普及につながる研究の促進と我が国の農林水産業及び関連産業の競争力強化に資する観点から、農林漁業者や産業界等の民間の有識者を積極的に選任するものとする。

③ 専門委員の任期は、原則 2 年とする。ただし、再任を妨げない。

- ④ 評価専門委員会は、研究開発評価に関する以下の事項について調査・審議するものとする。
 - ア 評価計画の策定に関すること
 - イ 研究基本計画の評価、研究制度評価及び委託プロジェクト研究課題評価の実施に関すること
 - ウ 評価手法の改善に関すること
 - エ その他必要な事項に関すること
- ⑤ 競争的研究資金制度等の研究課題評価の円滑な実施を図るため、外部専門家等によって構成される研究課題評価分科会を開催する。この場合、研究課題評価分科会を構成する外部専門家等は、評価する研究課題の企画・立案又は実施に直接関与していない者から選任するものとする。
- ⑥ 評価専門委員会の庶務は、農林水産技術会議事務局研究企画課、研究課題評価分科会の庶務は、該当する研究制度の担当課において行う。

第3 農林水産研究基本計画の検証・評価

1 検証・評価の趣旨

農林水産省の研究開発の進行管理に活用し、必要に応じて研究施策の見直しや新たな取組に反映させるため、研究基本計画の検証・評価を実施する。

2 検証・評価の対象

検証・評価の対象は、研究基本計画の「第1 農林水産研究の推進に関する施策の基本的な方針」に位置づけられた研究施策及び「第2 農林水産研究の重点目標」に位置づけられた研究開発とする。

3 検証・評価の時期

毎年度、研究基本計画の進捗状況を把握し、研究基本計画策定後概ね5年目に総合的な検証・評価を実施する。

4 検証・評価の方法

(1) 研究基本計画の進捗状況の把握

- ① 事務局は、毎年度、当該年度に実施した研究施策の取組実績・成果について、研究基本計画の内容に沿って取りまとめる。
- ② 事務局は、毎年度、農林水産研究開発の実施状況を研究基本計画の重点目標に沿って整理し、重点目標の達成に向けた研究開発の進捗状況を取りまとめる。

(2) 研究基本計画の検証・評価

- ① 事務局は、各年度に行った(1)の取りまとめの内容を踏まえ、概ね5年目に今後の研究開発の改善方向及び研究施策の推進方向を取りまとめ、これを検証結果とする。
- ② ①の検証結果を踏まえ、事務局は必要性、効率性、有効性等の観点を踏まえて定めた評価項目及び評価基準に従い評価を実施する。
- ③ 評価専門委員会は、②の評価について、その妥当性を検討し、必要に応じ修正を行った上で、評価専門委員会の評価として技術会議に報告する。
- ④ 技術会議は③の報告を踏まえて評価を実施するとともに、研究基本計画の見直し、予算の配分等所要の措置を行う。

第4 研究制度評価

1 評価の趣旨

産学官の連携及び競争的環境の整備、若手研究者の育成や流動性の促進等、効率的かつ効果的に研究を推進し、その成果の普及・実用化を促進するため、研究制度の評価を実施する。

2 評価の対象

評価の対象は、産学官の連携及び競争的環境の整備、若手研究者の育成や流動性の促進、研究成果の活用促進、地域における農業研究の振興等を目的とした各種の研究制度とする。ただし、当省所管の国立研究開発法人が運営費交付金により自ら実施し又は運営管理する研究制度については、独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)及び国の研究開発評価に関する大綱的指針に基づいて評価が実施されるものであり、本指針による評価の対象としない。

3 評価の時期

① 評価結果が研究制度の企画・立案又は見直しに的確に反映されるとともに、当該研究制度の終了後、後継の研究制度を切れ目なく展開できるよう、原則として次の時期に評価を実施する。

ア 研究制度の企画・立案を行う時期（プレ評価）

イ 研究制度の開始前（事前評価）

ウ 研究制度が終了する年度の前年度（終了時評価）

② また、5年以上継続している研究制度については、概ね5年ごとに中間評価を実施する。

なお、中間評価については、研究制度の特性や運営状況から必要な場合には、これ以外の時期にも実施する。

4 評価の方法

① 事務局は、必要性、効率性、有効性等の観点を踏まえて評価項目及び評価基準を定める。

② 事務局（農林水産省の他の局庁及び大臣官房（以下「行政部局」という。）が専ら研究制度を企画・立案又は運営する場合は、当該行政部局）は、評価対象となる研究制度ごとに、それぞれ当該研究制度の企画・立案、実施及び成果の普及・実用化に関し連携する行政部局と必要な協議・調整を行った上で、研究制度の概要資料を作成するとともに、①の評価項目及び評価基準に従い評価を実施し、評価専門委員会に報告する。この際、研究制度の概要資料の一つとして、研究終了時における具体的な数値目標及び当該研究成果が社会・経済等に及ぼす効果（アウトカム）を設定するものとする。

③ 評価専門委員会は、②の評価について、その妥当性を検討し、必要に応じ修正を行った上で評価を実施し、技術会議に報告する。この際、研究制度の目標の妥当性や研究成果の普及・実用化の道筋、社会・経済等に及ぼす効果（アウトカム）等について十分な審議が行えるよう、評価専門委員会は、当該研究制度の企画・立案、実施及び成果の普及・実用化に関し連携する行政部局から意見聴取を行うことができるものとする。

- ④ 技術会議は、評価専門委員会の評価をもって、技術会議の評価とするとともに、評価を踏まえて、研究制度の見直し又は中止、運用の改善、投入される予算の規模又は配分の見直し等に向けた所要の措置を行う。また、研究制度の終了時評価の内容が、当該研究制度の後継の研究制度が企画・立案される際に適切に反映されるよう所要の措置を行う。

第5 委託プロジェクト研究課題評価

1 評価の趣旨

委託プロジェクト研究課題の効率的かつ効果的な企画及び実施並びに研究成果の普及・実用化の促進のため、評価を実施する。

2 評価の対象

評価の対象は、民間団体等に委託して実施する委託プロジェクト研究課題とする。

3 評価の時期

- ① 評価結果が、研究課題の企画・立案又は見直しに的確に反映されるとともに、当該委託プロジェクト研究課題の終了後、その成果の普及・実用化に向けた研究開発や実証等の施策を切れ目なく展開できるよう、原則として次の時期に評価を実施する。

ア 委託プロジェクト研究課題の企画・立案を行う時期（プレ評価）

イ 委託プロジェクト研究課題の開始前（事前評価）

ウ 委託プロジェクト研究課題が終了する年度の前年度（終了時評価）

- ② また、5年以上の研究期間を有する委託プロジェクト研究課題については、原則として、委託プロジェクト研究課題を開始した翌年度に中間評価を実施する。その後は、2～4年ごとに中間評価を実施する。

4 評価の方法

- ① 事務局は、必要性、効率性、有効性等の観点を踏まえて評価項目及び評価基準を定める。
- ② 事務局（行政部局が専ら委託プロジェクト研究課題を企画・立案又は運営する場合は、当該行政部局）は、評価対象となる委託プロジェクト研究課題ごとに、それぞれ当該研究課題の企画・立案、実施及び成果の普及・実用化に関し連携する行政部局と必要な協議・調整を行った上で、研究課題の概要資料を作成するとともに、①の評価項目及び評価基準に従い、評価を実施し、評価専門委員会に報告する。この際、委託プロジェクト研究課題の概要資料の一つとして、研究終了時における具体的な数値目標及び当該研究成果が社会・経済等に及ぼす効果（アウトカム）を設定するとともに、研究成果の普及・実用化の道筋も含めた研究実施期間中の各年次における到達目標を明らかにしたロードマップを作成するものとする。
- ③ 評価専門委員会は、②の評価について、その妥当性を検討し、必要に応じ修正を行った上で評価し、技術会議に報告する。この際、研究目標の妥当性や研究成果の普及・実用化の道筋、社会・経済等に及ぼす効果（アウトカム）等について十分な審議が行えるよう、評価専門委員会は、当該委託プロジェクト研究課題の企画・立案、実施及び成果の普及・実用化に関し連携する行政部局から意見聴取

を行うことができるものとする。

- ④ 技術会議は、評価専門委員会の評価をもって、技術会議の評価とするとともに、評価を踏まえて、委託プロジェクト研究課題及びその研究計画の見直し又は中止、委託先研究機関の再公募を含む研究推進体制の見直し、投入される予算の規模又は配分の見直し等に向けた所要の措置を行う。また、委託プロジェクト研究課題の終了時評価の内容が、当該委託プロジェクト研究課題の成果の普及・実用化に向けた施策が企画・立案される際に適切に反映されるよう所要の措置を行う。

第6 競争的研究資金制度等の研究課題評価

1 評価の趣旨

競争的研究資金制度等の研究課題の効率的かつ効果的な採択及び実施並びに研究成果の普及・実用化の促進のため、評価を実施する。

2 評価の対象

評価の対象は、競争的研究資金制度等により実施する研究課題とする。

3 評価の時期

原則として、研究課題の採択のために行う事前評価及び研究終了時に行う事後評価を実施するものとする。また、5年以上の研究期間を有する研究課題については、原則として2～4年ごとに中間評価を実施するものとする。

なお、優れた成果が期待され、かつ研究の発展が見込まれる研究課題については、切れ目なく研究が継続できるように、評価の時期に配慮するものとする。

4 評価の方法

- ① 事務局は、必要性、効率性、有効性等の観点を踏まえて評価項目及び評価基準を定める。
- ② 事務局は、評価に当たっては研究制度ごとに研究課題評価分科会を開催する。
- ③ 研究課題評価分科会は、①の評価項目及び評価基準に基づき評価し、評価専門委員会及び技術会議に報告する。この際、研究目標の妥当性や研究成果の普及・実用化の道筋、社会・経済等に及ぼす効果（アウトカム）等について十分な審議が行えるよう、研究課題評価分科会は、当該研究課題の実施及び成果の普及・実用化に関し連携する行政部局から意見聴取を行うことができるものとする。
- ④ 技術会議は、研究課題評価分科会の評価を技術会議の評価とするとともに、評価を踏まえて、研究課題・研究計画の見直し又は中止、研究推進体制の見直し、投入される予算の規模又は配分の見直し等に向けた所要の措置を行う。また、研究終了時に行う事後評価の内容が、当該研究課題の成果の普及・実用化に向けた施策が企画・立案される際に適切に反映されるよう所要の措置を行う。

第7 追跡調査・検証

1 調査・検証の趣旨

農林水産研究が社会・経済に及ぼす効果を把握し、研究開発評価の高度化、研究開発の効果的・効率的な企画及び実施並びに農林水産研究に対する国民の理解の向上等に資するため、研究終了後一定期間経過後の研究成果の普及・活用状況の把握及び分

析を行う追跡調査・検証を実施する。

2 調査・検証の対象

調査・検証の対象は、農林水産省の研究資金（技術会議所管の国立研究開発法人への運営費交付金、委託プロジェクト研究及び競争的資金等）を活用して行われた研究開発の主要な成果であって、行政部局や民間と連携し、普及・実用化を進めているものとする。

3 調査・検証の時期

調査・検証は、原則として、成果の公表から2年、5年、さらに必要に応じて10年経過時に実施する。

4 調査・検証方法

① 事務局は2の研究開発を実施した研究機関を対象として、当該研究成果の普及・活用状況に関する調査を実施する。その際、当該成果の普及・実用化に関し連携している行政部局や民間の協力を得ること等により、できるだけ普及・活用状況の数量的把握に努める。

② 事務局は①の調査結果の集約及び分析を行い検証結果とし、評価専門委員会及び技術会議に報告する。この際、社会・経済等に及ぼした効果について掘り下げた調査・分析を行うよう努める。また、検証の結果は、今後の研究制度や研究課題の企画・立案、管理及び国民に対する農林水産研究の効果の説明等に活用するものとする。

第8 留意事項

1 政策評価の場合の手続き

政策評価法に基づき農林水産大臣が定める農林水産省政策評価基本計画及び農林水産省政策評価実施計画において政策評価を実施することとされた研究開発については、本指針の他、農林水産省政策評価基本計画に定める評価結果の決定手続きを経た上で公表する。

2 評価の透明性・客観性の確保

技術会議は、評価の透明性を高めるため、評価者と研究実施主体との間で必要な場合、意見交換を行う機会をつくとともに、評価項目、評価基準等を幅広く開示するよう努めることとする。さらに、評価者となる外部専門家等の選任に当たっては、特定の者が長期にわたり評価者となることがないよう、明確な任期を設定するものとする。

また、評価の客観性を確保する観点から、評価に当たっては、研究の効果を定量的に把握することができる評価手法を用いるよう努める。定量的な評価が困難である場合でも、客観的な情報・データ等に基づき評価を行うことに努めるものとする。

3 評価者の責務

評価者は、評価に当たり、公平・公正な評価を行うべきことを常に認識するとともに、成果を問うだけでなく挑戦を励ます面も重視する。また、個人情報や企業秘密の保護、知的財産権に関する秘密の保持に十分留意するものとする。

4 研究・技術開発の性格に応じた適切な配慮

評価及び評価結果の反映に当たって、技術会議は、研究開発の段階（基礎、応用、開発）をはじめ、個々の研究・技術開発や研究制度が持つそれぞれの性格を十分に考慮し、その特性に応じた評価等が行われるよう配慮するものとする。この際、成果に係る評価に当たっては、評価者は、原則として研究目標の達成度合いを判定の基準として評価を行うものとするが、併せて実施したプロセスの妥当性や副次的な成果など次につながる成果を幅広い視野から捉えるよう努める。また、評価専門委員会等においては、第7の追跡調査・検証の成果も踏まえ、必要に応じ過去の評価の妥当性や評価手法の改善に関し審議を行うとともに、事務局は、その成果を評価項目及び評価基準等に適切に反映させるものとする。

5 科学技術コミュニケーション活動等への配慮

事務局は、研究開発の内容や成果を国民に対して分かりやすく説明する活動や科学技術を担う人材の育成等の重要性を踏まえ、これらに配慮して研究課題の評価項目及び評価基準の設定を行うものとする。

6 評価の国際的な水準の向上

研究開発の国際化に対応するため、技術会議は評価に当たって、有効と判断される場合には、国際的な水準に照らして評価を行うための指標（ベンチマーク）を検討し評価項目に取り入れる、又は海外で活躍する外部の研究者若しくは海外での活動経験を有する外部専門家等を評価者に登用する取組を進めるものとする。

7 評価結果の活用

評価結果を次の段階の研究開発に切れ目なくつなげるなどの観点から、事務局は、研究開発に係る評価結果を研究機関、研究制度を越えて相互活用するよう取組むものとする。

8 評価に伴う過重な負担の回避

評価に当たっては、研究動向解析システム等のデータベースの活用、既に実施された評価資料の活用及び個々の研究の規模に応じた適切な評価手法の活用等により評価を効率的に行うよう努めるものとする。

第9 評価結果の公表

評価の基礎となったデータ、評価結果及びその理由等、これに基づいて講ずる又は講じた措置並びに評価者名について、事務局長は、個人情報や企業秘密の保護、知的財産権の取得等に配慮しつつ、インターネットを利用する等国民にわかりやすい形で、積極的に公表するものとする。

第10 その他

農林水産省における研究開発評価に関しては、農林水産省政策評価基本計画及び本指針に定めるもののほか、事務局長が別に定めるものとする。

研究開発評価実施要領

1 7 農 会 第 1 7 4 0 号
平 成 1 8 年 4 月 1 7 日
3 農 会 第 4 6 3 号
令 和 3 年 1 2 月 2 2 日
最終改正 7 農 会 第 4 0 7 号
令 和 7 年 7 月 2 9 日
農林水産技術会議事務局長通知

第1 趣旨

農林水産省における研究開発評価に関する指針（平成28年3月22日農林水産技術会議決定。以下「評価指針」という。）第3に掲げる農林水産研究基本計画の検証・評価、第4に掲げる研究制度評価、第5に掲げる委託プロジェクト研究課題評価、第7に掲げる追跡調査・検証の実施に際しては、同指針に定めるほか、本要領に定めるところによるものとする。

第2 農林水産研究基本計画の検証・評価

1 検証の対象及び実施時期

- ① 農林水産研究の推進に関する施策の検証に係る取組実績・成果のとりまとめは、当該年度の施策を対象として、原則として毎年度3月末までに実施するものとする。
- ② 農林水産研究の重点目標の検証に係る研究開発の進捗状況のとりまとめは、前年度の研究開発を対象として、原則として毎年度10月末までに実施するものとする。

2 検証の方法

（1）農林水産研究の推進に関する施策の検証

農林水産研究の推進に関する施策の検証は、研究企画課の総括の下、施策の担当課、研究統括官、研究開発官等が行う。

（2）農林水産研究の重点目標の検証

- ① 評価指針第3の4の（1）の②に基づき実施する農林水産研究の実施状況の整理は、農林水産省の研究資金（国立研究開発法人への運営費交付金、委託プロジェクト研究、競争的資金による研究等）を活用した研究開発を中心に実施する。この際、農林水産省の研究資金によらない研究開発についても、農林水産研究の重点目標に関するものについては、できる限り進捗状況の把握に努めるものとする。
- ② 農林水産研究の重点目標の検証は、研究企画課の総括の下、該当する研究開発を担当する課、研究統括官、研究開発官等が行うものとする。

第3 研究制度評価

1 評価の対象及び評価の時期

(1) プレ評価

① 評価の対象は、新規に予算要求を予定している研究制度及び実施中の研究制度のうち新規に又は見直した上で継続しようとする部分とする。ただし、次に該当するものは除く。

ア 予算の単なる大くくり化によるもの

イ 当該研究制度の開始時の計画等に即して実施規模が拡大することに伴い経費が増加するものであって、研究制度の内容の変更を伴わないもの

ウ 外部専門家等による検討会を開催して研究制度の内容の企画を行う場合

② 評価は、原則として、事前評価を行う前の適切な時期に実施する。

(2) 事前評価

① 評価の対象は、原則として、(1)①ウに該当する制度、プレ評価を受けた新規に予算要求を予定している研究制度及び実施中の研究制度のうち新たに又は見直した上で継続しようとする部分であって、プレ評価を踏まえて引続き新規の予算要求等に向けて検討を進めることとされたものとする。

② 評価は、原則として、概算要求を提出するまでに実施する。

(3) 中間評価

① 評価の対象は、5年以上継続している研究制度とする。

② 評価は、研究制度の性格を勘案しつつ、原則として、研究制度の開始又は前回の中間評価から5年度目の年度末までに実施する。

(4) 終了時評価

① 評価の対象は、終了することが確実となった研究制度とする。

② 評価は、原則として、当該研究制度が終了する年度の前年度末までに実施する。

なお、2年以内の短期間の研究制度の場合は、当該研究制度が終了した年度の翌年度までに実施する。

2 評価の方法

① 研究制度評価は、評価指針第4の4の①に基づき農林水産技術会議事務局（以下「事務局」という。）が定める評価項目及び評価基準として別表1-1から1-4を原則に実施するものとする。

② 評価指針第4の4の②に基づき実施する研究制度の概要資料の作成及び評価は、研究企画課の総括の下、研究制度の担当課等が実施する。また、事務局（農林水産省の他の局庁及び大臣官房（以下「行政部局」という。）が専ら研究制度を企画・立案又は運営する場合は、当該行政部局）による評価及び評価専門委員会による評価の内容は研究企画課長が別に定める様式（以下「別に定める様式」という。）に沿って記載する。

③ 事前評価実施後、予算編成の過程で事業内容が変更となった場合又は事前評価時に目標設定について指摘があった場合は、以後の評価を適切に実施するため、できるだけ速やかに目標を再設定するとともに、②により作成した様式を用いて、変更又は再設定箇所が明確となるよう作成し、評価専門委員会に報告の上、当該様式に変更等を反映した後、公表するものとする。

第4 委託プロジェクト研究課題評価

1 評価の対象及び評価の時期

(1) プレ評価

- ① 評価の対象は、新規に予算要求を予定している委託プロジェクト研究課題及び実施中の委託プロジェクト研究課題のうち新規に予算要求を予定している課題とする。ただし、次に該当するものは除く。

- ア 委託プロジェクト研究課題開始時の計画において開始が予定されていたもの
- イ 予算の単なる大きくくり化によるもの
- ウ 外部専門家等による検討会を開催して研究内容の企画を行う場合

- ② 評価は、原則として、事前評価を行う前の適切な時期に実施する。

(2) 事前評価

- ① 評価の対象は、原則として、(1)①ウに該当する委託プロジェクト研究課題、新規に予算要求を予定している委託プロジェクト研究課題及び実施中の委託プロジェクト研究課題のうち新規に予算要求を予定している課題であって、プレ評価を踏まえて引続き新規の予算要求等に向けて検討を進めることとされたものとする。

- ② 評価は、原則として、概算要求を提出するまでに実施する。

(3) 中間評価

- ① 評価の対象は、5年以上の研究期間を有する委託プロジェクト研究課題とする。
- ② 評価は、当初の研究計画の構成や研究の実施状況を勘案しつつ、原則として、研究を開始した翌年度の末までに実施する。その後は、研究期間に応じて前回の中間評価から2～4年度目の末までに実施する。

(4) 終了時評価

- ① 評価の対象は、研究期間が終了する委託プロジェクト研究課題とする。
- ② 評価は、当初の研究計画の構成や研究の実施状況を勘案しつつ、原則として、当該委託プロジェクト研究課題の終了年度の前年度末までに実施する。

2 評価の方法

(1) プレ評価

- ① プレ評価は、評価指針第5の4の①に基づき事務局が定める評価項目及び評価基準として別表2-1を原則に実施するものとする。
- ② 評価指針第5の4の②に基づき実施する委託プロジェクト研究課題の概要資料の作成及び事務局（行政部局が委託プロジェクト研究課題を専ら企画・立案する場合は当該行政部局。以下②において同じ。）による評価は、研究企画課長の総括の下、委託プロジェクト研究課題を担当する研究統括官、研究開発官又は課長等（以下「担当開発官等」という。）が、原則として、以下の方法により実施するものとする。

- ア 担当開発官等は、予算要求を行う委託プロジェクト研究課題の概要資料及び事務局による評価案を作成するものとする。この際、必要に応じ外部専門家又は外部有識者（以下「外部専門家等」という。）からの意見聴取を実施するものとする。また、概要資料のうち、ロードマップ（評価指針第5の4の②に定めるものをいう。以下同じ。）及び事務局による評価案は、別に定める様式に沿って記載する。

イ 担当開発官等は、委託プロジェクト研究課題の概要資料の内容及び事務局による評価案について、当該委託プロジェクト研究課題の企画・立案、実施及び成果の普及・実用化に関し連携する行政部局と必要な協議・調整を行った上で、所要の修正等を行い、概要資料の内容及び事務局による評価結果を決定するものとする。

③ 評価指針第5の4の③に基づき実施する評価専門委員会による評価の内容は、別に定める様式に沿って記載する。

④ 事務局長は、評価指針第5の4の④についての必要な事務手続きを行うものとする。

(2) 事前評価

① 事前評価は、評価指針第5の4の①に基づき事務局が定める評価項目及び評価基準として別表2-2を原則に実施するものとする。

② 評価指針第5の4の②に基づき実施する委託プロジェクト研究課題の概要資料の作成及び事務局（行政部局が委託プロジェクト研究課題を専ら企画・立案する場合は当該行政部局。以下②において同じ。）による評価は、研究企画課長の総括の下、原則として、委託プロジェクト研究課題の担当開発官等が、実施するものとする。

担当開発官等は、プレ評価等を踏まえ、予算要求を行う委託プロジェクト研究課題の内容、目標及び研究成果の普及・実用化の道筋等について更に詳細な検討を行った上で、当該委託プロジェクト研究課題の概要資料及び事務局による評価を実施するものとする。また、概要資料のうち、ロードマップ及び評価の内容は、別に定める様式に沿って記載する。

③ 評価指針第5の4の③に基づき実施する評価専門委員会による評価の内容は、別に定める様式に沿って記載する。

④ 事務局長は、評価指針第5の4の④についての必要な事務手続きを行うものとする。

⑤ 事前評価実施後、予算編成の過程で事業内容が変更となった場合又は事前評価時に目標設定について指摘があった場合は、以後の評価を適切に実施するため、できるだけ速やかに目標を再設定するとともに、②により作成した様式を用い、変更又は再設定箇所が明確となるよう作成し、評価専門委員会に報告の上、当該様式に変更等を反映した後、公表するものとする。

(3) 中間評価

① 中間評価は、評価指針第5の4の①に基づき事務局が定める評価項目及び評価基準として別表2-3を原則に実施するものとする。この際、委託プロジェクト研究課題を構成する個々の研究課題について、ロードマップに基づいて進捗状況等を点検するとともに、研究開始時点からの当該委託プロジェクト研究課題を巡る情勢の変化等を踏まえ、委託プロジェクト研究課題の継続の適否を検討する。また、継続が適当と認められる場合は、更に研究計画や委託先研究機関の再公募を含む研究推進体制の見直し並びに投入される予算の規模及び配分の見直しの可否等を検討し、以後実施する委託プロジェクト研究課題を適切なものとするよう留意するものとする。

② 評価指針第5の4の②に基づき実施する委託プロジェクト研究課題の概要資料

の作成及び事務局（行政部局が委託プロジェクト研究課題を専ら運営する場合は当該行政部局。以下②において同じ。）による評価は、研究企画課長の総括の下、担当開発官等が、原則として、次の方法により実施するものとする。

ア 担当開発官等は、受託研究者に研究成果等の報告を求め、委託プロジェクト研究課題の概要資料及び事務局による評価案を作成するものとする。この際、概要資料のうち、ロードマップ及び評価案は別に定める様式に沿って記載する。

イ 運営委員会（研究実施通知第7に定めるプロジェクト研究運営委員会をいう。以下同じ。）は、概要資料の内容及び事務局による評価案について、その妥当性を検討し、これらの修正に関する意見を取りまとめるものとする。この際、必要に応じ、受託研究者に出席を求めるものとする。

ウ 担当開発官等は、運営委員会の意見を踏まえ、概要資料の内容及び事務局による評価結果を決定するものとする。

③ 評価指針第5の4の③に基づき実施する評価専門委員会による評価の内容は、別に定める様式に沿って記載する。

④ 事務局長は、評価指針第5の4の④についての必要な事務手続きを行うとともに、その内容を研究実施主体に通知するものとする。

（4）終了時評価

① 終了時評価は、評価指針第5の4の①に基づき事務局が定める評価項目及び評価基準として別表2－4を原則に実施するものとする。この際、研究成果の活用のために実施した具体的な取組内容の妥当性等について十分な検討を行い当該委託プロジェクト研究課題の終了後に実施される研究成果の普及・実用化に向けた施策が適切なものとなるよう留意するものとする。

② 評価指針第5の4の②に基づき実施する委託プロジェクト研究課題の概要資料の作成及び事務局（行政部局が委託プロジェクト研究課題を専ら運営する場合は当該行政部局。以下②において同じ。）による評価は、研究企画課長の総括の下、担当開発官等が、原則として、以下の方法により実施するものとする。

ア 担当開発官等は、受託研究者に研究成果等の報告を求め、委託プロジェクト研究課題の概要資料及び事務局による評価案を作成するものとする。この際、概要資料のうち、ロードマップ及び事務局による評価案は、別に定める様式に沿って記載する。

イ 運営委員会は、概要資料の内容及び事務局による評価案について、その妥当性を検討し、これらの修正に関する意見を取りまとめるものとする。

ウ 担当開発官等は、運営委員会の意見を踏まえ、概要資料の内容及び事務局による評価結果を決定するものとする。

③ 評価指針第5の4の③に基づき実施する評価専門委員会による評価の内容は、別に定める様式に沿って記載する。

④ 事務局長は、評価指針第5の4の④についての必要な事務手続きを行うとともに、その内容を研究実施主体に通知するものとする。

第5 追跡調査・検証

1 調査・検証の対象及び実施時期

- ① 追跡調査・検証の対象は、以下のいずれかに該当する研究成果であって、原則として、成果の公表から2年以上10年以下のものから選定する。

ア 「農業新技術 200X」(「農業研究及びその成果の普及・実用化推進要綱」(平成19年10月30日付け19農会第850号農林水産事務次官依命通知)に基づくもの)として選定された研究成果

イ ア以外の成果であって、行政部局と連携して普及・実用化を進めることとされた研究成果のうち社会・経済に与える影響が大きいと見込まれるもの

- ② 調査・検証は、原則として、対象となる研究成果ごとにそれぞれ当該成果が公表された年度から2年後、5年後及び必要に応じて10年後の年度のそれぞれ翌年度10月末までに実施するものとする。

2 調査・検証の方法

- ① 追跡調査・検証は、研究企画課の総括の下、成果を出した研究開発を担当する課、研究統括官及び研究開発官並びに成果を出した独立行政法人の所管課が、当該研究成果の普及・実用化に関し連携している行政部局や民間の協力を得て、行うものとする。

- ② 事務局が研究開発の委託、補助等を実施する際には、委託契約書等に追跡調査の実施に関する規定を設ける等の措置をとり、調査・検証の円滑な実施を図るものとする。

第6 評価結果等の公表

事務局長は、第2から第5までの検証・評価結果等について、評価専門委員会において、個人情報や企業秘密の保護、知的財産権等に配慮して、非公開とすべきと決定された資料を除き、評価指針第9に基づき公表するものとする。

研究制度評価の評価項目及び評価基準（プレ評価）

評価項目（注1）	評価の視点	評価基準
1. 研究内容の妥当性	・農林水産業・食品産業、国民生活の具体的なニーズ等から見た重要性 ・研究制度の科学的・技術的意義 ・国が推進する必要性 ・他の制度との役割分担から見た必要性 ・次年度に着手すべき緊急性	A：評価の視点に掲げる項目のすべてを考慮した研究内容となっており、妥当性は高い
		B：評価の視点に掲げる項目の一部が考慮されておらず（又は不明瞭）、妥当性はやや低い
		C：評価の視点に掲げる項目のうち半数以上が考慮されておらず（又は不明瞭）、妥当性は低い
2. 研究制度の目標（アウトプット目標）の妥当性	・研究制度の目標（アウトプット目標）の明確性 ・研究制度の目標（アウトプット目標）とする水準の妥当性 ・研究制度の目標（アウトプット目標）達成の可能性	A：評価の視点に掲げる項目のすべてを考慮したアウトプット目標が設定されており、妥当性は高い
		B：評価の視点に掲げる項目のうち一部が考慮されておらず（又は不明瞭）、妥当性はやや低い
		C：評価の視点に掲げる項目のうち半数以上が考慮されておらず（又は不明瞭）、妥当性は低い
3. 研究制度が社会・経済等に及ぼす効果（アウトカム）の目標の明確性	・社会・経済への効果（アウトカム）の目標の明確性 ・研究成果の活用方法の明確性（事業化・実用化を進める仕組み等）	A：評価の視点に掲げる項目を考慮したアウトカム目標が設定されており、明確性は高い
		B：評価の視点に掲げる項目のうち一部が考慮されておらず（又は不明瞭）、明確性はやや低い
		C：評価の視点に掲げる項目のすべてが考慮されておらず（又は不明瞭）、明確性は低い
4. 研究制度の仕組みの妥当性	・制度の対象者の妥当性 ・進行管理（研究課題の選定手続き、評価の実施等）の仕組みの妥当性 ・投入される研究資源の妥当性	A：評価の視点に掲げる項目を考慮した計画となっており、妥当性は高い
		B：評価の視点に掲げる項目のうち一部が考慮されておらず（又は不明瞭）、妥当性はやや低い
		C：評価の視点に掲げる項目のうち半数以上が考慮されておらず（又は不明瞭）、妥当性は低い
[総括評価基準]（注3） 1～4の観点を踏まえ、研究制度全体の総合的な評価として、次の3段階で評価。 A：研究制度は重要であり、概算要求に向けて検討を進めることが妥当。 B：研究制度は重要であるが、概算要求に向けて検討を進める際は、内容の見直しが必要。 C：研究制度は不適切又は、概算要求に向けて検討を進める際は、内容の抜本的な見直しが必要。		

（注1）各評価項目と「必要性」、「効率性」、「有効性」の観点との対応は、必要性は1、効率性は4、有効性は2及び3となる。

（注2）評価専門委員会では、A：2点、B：1点、C：0点として評価項目ごとに委員全員の平均（小数点第2以下四捨五入）により評価を決定するものとし、その基準は、1.5点以上：A、0.5点以上1.5点未満：B、0.5点未満：Cとする。

（注3）総括評価基準は、原則として、以下のとおりとする。

① 1～4の評価項目のすべてがAであるx場合に限り、総括評価基準はAとする。

② 2～4の評価項目のすべてがAである場合でも、1の評価項目がBである場合には総括評価基準はBとし、Cである場合には総括評価基準はCとする。

研究制度評価の評価項目及び評価基準（事前評価）

評価項目（注1）	評価の視点	評価基準
1. 研究内容の妥当性	・農林水産業・食品産業、国民生活の具体的なニーズ等から見た重要性 ・研究制度の科学的・技術的意義 ・国が推進する必要性 ・他の制度との役割分担から見た必要性 ・次年度に着手すべき緊急性	A：評価の視点に掲げる項目を考慮した研究内容となっており、妥当性は高い
		B：評価の視点に掲げる項目の一部が考慮されておらず（又は不明瞭）、妥当性はやや低い
		C：評価の視点に掲げる項目のうちすべてが考慮されておらず（又は不明瞭）、妥当性は低い
2. 研究制度の目標（アウトプット目標）の妥当性	・研究制度の目標（アウトプット目標）の明確性 ・研究制度の目標（アウトプット目標）とする水準の妥当性 ・研究制度の目標（アウトプット目標）達成の可能性	A：評価の視点に掲げる項目を考慮したアウトプット目標が設定されており、妥当性は高い
		B：評価の視点に掲げる項目のうち一部が考慮されておらず（又は不明瞭）、妥当性はやや低い
		C：評価の視点に掲げる項目の半数以上が考慮されておらず（又は不明瞭）、妥当性は低い
3. 研究制度が社会・経済等に及ぼす効果（アウトカム）の目標の明確性	・社会・経済への効果（アウトカム）の目標及びその測定指標の明確性 ・研究成果の活用方法の明確性（事業化・実用化を進める仕組み等）	A：評価の視点に掲げる項目を考慮したアウトカム目標が設定されており、明確性は高い
		B：評価の視点に掲げる項目のうち一部が考慮されておらず（又は不明瞭）、明確性はやや低い
		C：評価の視点に掲げる項目のうちすべてが考慮されておらず（又は不明瞭）、明確性は低い
4. 研究制度の仕組みの妥当性	・制度の対象者の妥当性 ・進行管理（研究課題の選定手続き、評価の実施等）の仕組みの妥当性 ・投入される研究資源の妥当性	A：評価の視点に掲げる項目を考慮した計画となっており、妥当性は高い
		B：評価の視点に掲げる項目のうち一部が考慮されておらず（又は不明瞭）、妥当性はやや低い
		C：評価の視点に掲げる項目のうち半数以上が考慮されておらず（又は不明瞭）、妥当性は低い
[総括評価基準]（注3） 1～4の観点を踏まえ、研究制度全体の総合的な評価として、次の3段階で評価。 A：研究制度は重要であり、内容は適切。 B：研究制度は重要であるが、制度の仕組み等の内容の見直しが必要。 C：研究制度は不適切又は、内容の抜本的な見直しが必要。		

（注1）各評価項目と「必要性」、「効率」、「有効性」の観点との対応は、必要性は1、効率性は4、有効性は2及び3となる。

（注2）評価専門委員会では、A：2点、B：1点、C：0点として評価項目ごとに委員全員の平均（小数点第2以下四捨五入）により評価を決定するものとし、その基準は、1.5点以上：A、0.5点以上1.5点未満：B、0.5点未満：Cとする。

（注3）総括評価は、原則として以下のとおりとする。

- ① 1～4の評価項目のすべてがAである場合に限り、総括評価はAとする。
- ② 1～4の評価項目のすべてがB以上である場合（①の場合を除く）、総括評価はBとする。
- ③ 1～4の評価項目のうち1項目以上がCである場合、総括評価基準はCとする。

研究制度評価の評価項目及び評価基準（中間評価）

評価項目（注1）	評価の視点	評価基準
1. 社会・経済の諸情勢の変化を踏まえた研究制度の必要性	・事前評価後の社会・経済の諸情勢の変化を踏まえた上での研究制度の重要性 ・引き続き国が関与して研究制度を推進する必要性	S：評価の視点に掲げる項目が研究開始時からさらに増しており、必要性は非常に高い
		A：評価の視点に掲げる項目が研究開始時と同様であり、必要性は高い
		B：評価の視点に掲げる項目のうちいずれかの項目が研究開始時から低下しており、必要性はやや低い
		C：評価の視点に掲げる項目のすべての項目とも研究開始時から低下しており、必要性は低い
2. 研究制度の目標（アウトプット目標）の達成度及び今後の達成可能性	・中間時の目標に対する達成度 ・最終の到達目標の今後の達成可能性とその具体的な根拠	S：研究が計画を上回る進捗で進捗しており、研究制度の目標の達成可能性は非常に高い
		A：研究が概ね計画のとおり（中間時の目標に対し80%以上の達成率）の進捗で進捗しており、研究制度の目標の達成可能性は高い
		B：研究が計画をやや下回る（中間時の目標に対し80%未満の達成率）進捗で進捗しており、研究制度の目標の達成可能性はやや低い
		C：研究が計画を大幅に下回る（中間時の目標に対し50%未満）進捗で進捗しており、研究制度の目標の達成可能性は低い
3. 研究制度が社会・経済等に及ぼす効果（アウトカム）の目標の今後の達成可能性	・アウトカム目標の今後の達成の可能性とその具体的な根拠 ・アウトカム目標達成に向け研究成果活用のために実施した具体的な取組内容の妥当性	S：評価の視点に掲げる項目を十分に有しており、かつ、当初の見込みを上回る効果が期待できることから、達成可能性は非常に高い
		A：評価の視点に掲げる項目を十分に有しており、達成可能性は高い
		B：評価の視点に掲げる項目のうち一部不十分なものがあり、達成可能性はやや低い
		C：評価の視点に掲げる項目のすべてが不十分であり、達成可能性は低い
4. 研究制度運営方法の妥当性	・制度目標の達成に向けた進行管理のために実施した具体的な取組内容の妥当性 ・制度目標の達成に向けた研究予算の配分の最適化及び効果的な活用のために実施した取組内容の妥当性	S：評価の視点に掲げる項目が明確であり、かつ、費用面で当初の見込みよりも効率的に研究を推進しており、妥当性は非常に高い
		A：評価の視点に掲げる項目のいずれも明確であり、妥当性は高い
		B：評価の視点に掲げる項目のうち一部不明確なものがあり、妥当性はやや低い
		C：評価の視点に掲げる項目のすべてが不明確であり、妥当性は低い

〔総括評価基準〕（注3）

1～4の観点を踏まえ、研究制度全体の総合的な評価として、次の4段階で評価。

S：研究制度は予想以上の成果をあげており、高く評価できる。

A：研究制度は適切に運営・管理されており、継続することは妥当である。

B：研究制度の見直しが必要である。

C：研究制度は中止すべき又は、継続する場合は、抜本的な見直しが必要である。

（注1）各評価項目と「必要性」、「効率性」、「有効性」の観点との対応は、必要性は1、効率性は4、有効性は2及び3となる。

（注2）評価委員会では、S：3点、A：2点、B：1点、C：0点として評価項目ごとに委員全員の平均（小数点第2以下四捨五入）により評価するものとし、その基準は、2.5点以上：S、1.5点以上：A、0.5点以上1.5点未満：B、0.5点未満：Cとする。

（注3）総括評価は、原則として以下のとおりとする。

① 1～4の評価項目のうち1項目以上がCである場合、総括評価はCとする。

② 1～4の評価項目のすべてがB以上である場合（③、④の場合を除く）、総括評価はBとする。

③ 1～4の評価項目のすべてがB以上であって、うち3項目以上がA以上である場合（④及び評価項目の4がBである場合を除く。なお、4の項目がBである場合には総括評価はBとする。）、総括評価はAとする。

④ 1～4の評価項目のすべてがSである場合、総括評価はSとする。

研究制度評価の評価項目及び評価基準（終了時評価）

評価項目（注1）	評価の視点	評価基準
1. 研究制度の意義	・ 研究制度の科学的・技術的、 社会・経済的意義	S：研究成果の独創性、革新性、先導性又は実用性は研究開始時を上回ると認められ、意義は非常に高い
		A：研究成果の独創性、革新性、先導性又は実用性は研究開始時と同様と認められ、意義は高い
		B：研究開始時と比べて、研究成果の独創性、革新性、先導性又は実用性は低下しており、意義はやや低い
		C：研究開始時と比べて、研究成果の独創性、革新性、先導性又は実用性は著しく低下しており、意義は低い
2. 研究制度の目標（アウトプット目標）の達成度及び今後の達成可能性	・ 最終の到達目標に対する達成度 ・ 最終の到達目標に対する今後の達成可能性とその具体的な根拠	S：研究制度の目標を超える成果をあげており（又は当初の見込みを上回る進捗で進捗し、研究制度の目標を超える成果が期待できることから）、達成度は非常に高い
		A：研究制度の目標は概ね達成（最終到達目標に対し80%以上の達成率）しており（又は概ね当初の見込みのとおり研究は進捗しており）、達成度は高い
		B：研究制度の目標をやや下回る成果（最終到達目標に対し80%未満の達成率）となっており（又は当初の見込みをやや下回る進捗で研究は進捗しており）、達成度はやや低い
		C：研究制度の目標をかなり下回る成果（最終到達目標に対し、50%未満の達成率）となっており（又は当初の見込みをかなり下回る進捗で研究が進捗しており）、達成度は低い
3. 研究制度が社会・経済等に及ぼす効果（アウトカム）の目標の今後の達成可能性	・ アウトカム目標の今後の達成の可能性とその具体的な根拠 ・ アウトカム目標達成に向け研究成果の活用のために実施した具体的	S：評価の視点に掲げる項目を十分に有しており、かつ、当初の見込みを上回る効果が期待できることから、達成可能性は非常に高い

	な取組内容の妥当性	A：評価の視点に掲げる項目を十分に有しており、達成可能性は高い
		B：評価の視点に掲げる項目のうち不十分なものがあり、達成可能性はやや低い
		C：評価の視点に掲げる項目のすべてが不十分であり、達成可能性は低い
4. 研究制度運営方法の妥当性	・制度目標達成に向けた進行管理のために実施した具体的な取組内容の妥当性 ・制度目標達成に向けた研究予算の配分の最適化及び効果的な活用のために実施した取組内容の妥当性	S：評価の視点に掲げる項目が明確であり、かつ、費用面で計画以上に効率的に研究を推進しており、妥当性は非常に高い
		A：評価の視点に掲げる項目のすべてが明確であり、妥当性は高い
		B：評価の視点に掲げる項目のうちいずれかが不明確であり、妥当性はやや低い
		C：評価の視点に掲げる項目のうちすべてが不明確であり妥当性は低い
〔総括評価基準〕（注3） 1～4の観点を踏まえ、研究制度全体の総合的な評価として、次の4段階で評価。 S：研究制度は予想以上の成果をあげた。 A：研究制度は概ね目的を達成した。 B：研究制度は目的の達成がやや不十分であった。 C：研究制度は目的の達成が不十分であった。		

（注1）各評価項目と「必要性」、「効率性」、「有効性」の観点との対応は、必要性は1、効率性は4、有効性は2及び3となる。

（注2）評価委員会では、S：3点、A：2点、B：1点、C：0点として評価項目ごとに委員全員の平均（小数点第2以下四捨五入）により評価するものとし、その基準は、2.5点以上：S、1.5点以上：A、0.5点以上1.5点未満：B、0.5点未満：Cとする。

（注3）総括評価は、原則として以下のとおりとする。

- ① 1～4の評価項目のうち1項目以上がCである場合、総括評価はCとする。
- ② 1～4の評価項目のすべてがB以上である場合（③、④の場合を除く）、総括評価はBとする。
- ③ 1～4の評価項目のすべてがB以上、かつ、3項目以上がA以上である場合（④及び評価項目の4がBである場合を除く。なお、4の項目がBである場合には総括評価はBとする。）、総括評価はAとする。
- ④ 1～4の評価項目のすべてがSである場合、総括評価はSとする。

委託プロジェクト研究課題評価の評価項目及び評価基準（プレ評価）

評価項目（注1）	評価の視点	評価基準
1. 研究内容の妥当性	・農林水産業・食品産業、国民生活の具体的なニーズ等から見た重要性 ・研究の科学的・技術的意義（独創性、革新性、先導性又は実用性） ・国が推進する必要性 ・課題構成の妥当性 ・次年度に着手すべき緊急性	A：評価の視点に掲げる項目を考慮した研究内容となっており、妥当性は高い
		B：評価の視点に掲げる項目の一部が考慮されておらず（又は不明瞭）、妥当性はやや低い
		C：評価の視点に掲げる項目のうち半数以上が考慮されておらず（又は不明瞭）、妥当性は低い
2. 研究目標（アウトプット目標）の妥当性	・研究目標（アウトプット目標）の明確性 ・研究目標（アウトプット目標）は問題解決のために十分な水準であるか ・研究目標（アウトプット目標）達成の可能性	A：評価の視点に掲げる項目を考慮したアウトプット目標が設定されており、妥当性は高い
		B：評価の視点に掲げる項目のうち一部が考慮されておらず（又は不明瞭）、妥当性はやや低い
		C：評価の視点に掲げる項目のうち半数以上が考慮されておらず（又は不明瞭）、妥当性は低い
3. 研究が社会・経済等に及ぼす効果（アウトカム）の目標とその実現に向けた研究成果の普及・実用化の道筋（ロードマップ）の明確性	・社会・経済への効果（アウトカム）の目標の明確性 ・アウトカム目標達成に向けた研究成果の普及・実用化等の道筋の明確性	A：評価の視点に掲げる項目を考慮したアウトカム目標が設定されており、明確性は高い
		B：評価の視点に掲げる項目のうち一部が考慮されておらず（又は不明瞭）、明確性はやや低い
		C：評価の視点に掲げる項目のすべてが考慮されておらず（又は不明瞭）、明確性は低い
4. 研究計画の妥当性	・投入される研究資源（予算）の妥当性 ・実施期間の妥当性 ・研究推進体制の妥当性	A：評価の視点に掲げる項目を考慮した計画となっており、妥当性は高い
		B：評価の視点に掲げる項目のうち一部が考慮されておらず（又は不明瞭）、妥当性はやや低い
		C：評価の視点に掲げる項目のうち半数以上が考慮されておらず（又は不明瞭）、妥当性は低い
[総括評価基準]（注3）		
1～4の観点を踏まえ、委託プロジェクト研究課題全体の総合的な評価として、次の3段階で評価。		
A：委託プロジェクト研究課題は重要であり、概算要求に向けて検討を進めることが妥当。		
B：委託プロジェクト研究課題は重要であるが、概算要求に向けて検討を進める際は、内容の見直しが必要。		
C：委託プロジェクト研究課題は不適切又は、概算要求に向けて検討を進める際は、内容の抜本的な見直しが必要。		

（注1）各評価項目と「必要性」、「効率性」、「有効性」の観点との対応は、必要性は1、効率性は4、有効性は2及び3となる。

（注2）評価専門委員会では、A：2点、B：1点、C：0点として評価項目ごとに委員全員の平均（小数点第2以下四捨五入）により評価を決定するものとし、その基準は、1.5点以上：A、0.5点以上1.5点未満：B、0.5点未満：Cとする。

（注3）総括評価は、原則として以下のとおりとする。

① 1～4の評価項目のすべてがAの場合に限り、総括評価はAとする。

② 2～4の評価項目のすべてがAの場合でも、1の評価項目がBである場合には総括評価はBとし、

Cである場合には総括評価はCとする。

委託プロジェクト研究課題評価の評価項目及び評価基準（事前評価）

評価項目（注1）	評価の視点	評価基準
1. 研究内容の妥当性	・農林水産業・食品産業、国民生活の具体的なニーズ等から見た重要性 ・研究の科学的・技術的意義（独創性、革新性、先導性又は実用性） ・国が推進する必要性 ・課題構成の妥当性 ・次年度に着手すべき緊急性	A：評価の視点に掲げる項目を考慮した研究内容となっており、妥当性は高い
		B：評価の視点に掲げる項目の一部が考慮されておらず（又は不明瞭）、妥当性はやや低い
		C：評価の視点に掲げる項目のうち半数以上が考慮されておらず（又は不明瞭）、妥当性は低い
2. 研究目標（アウトプット目標）の妥当性	・研究目標（アウトプット目標）の明確性 ・研究目標（アウトプット目標）は問題解決のための十分な水準であるか ・研究目標（アウトプット目標）達成の可能性	A：評価の視点に掲げる項目を考慮したアウトプット目標が設定されており、妥当性は高い
		B：評価の視点に掲げる項目のうち一部が考慮されておらず（又は不明瞭）、妥当性はやや低い
		C：評価の視点に掲げる項目の半数以上が考慮されておらず（不明瞭）、妥当性は低い
3. 研究が社会・経済等に及ぼす効果（アウトカム）の目標とその実現に向けた研究成果の普及・実用化の道筋（ロードマップ）の明確性	・社会・経済への効果（アウトカム）の目標及びその測定指標の明確性 ・アウトカム目標達成に向けた研究成果の普及・実用化等の道筋の明確性	A：評価の視点に掲げる項目を考慮したアウトカム目標が設定されており、明確性は高い
		B：評価の視点に掲げる項目のうち一部が考慮されておらず（又は不明瞭）、明確性はやや低い
		C：評価の視点に掲げる項目のすべてが考慮されておらず（又は不明瞭）、明確性は低い
4. 研究計画の妥当性	・投入される研究資源（予算）の妥当性 ・実施期間の妥当性 ・研究推進体制の妥当性	A：評価の視点に掲げる項目を考慮した計画となっており、妥当性は高い
		B：評価の視点に掲げる項目のうち一部が考慮されておらず（又は不明瞭）、妥当性はやや低い
		C：評価の視点に掲げる項目のうち半数以上が考慮されておらず、妥当性は低い
[総括評価基準]（注3） 1～4の観点を踏まえ、委託プロジェクト研究課題全体の総合的な評価として、次の3段階で評価。 A：委託プロジェクト研究課題は重要であり、内容は適切。 B：委託プロジェクト研究課題は重要であるが、内容の見直しが必要。 C：委託プロジェクト研究課題は不適切又は、内容の抜本的な見直しが必要。		

（注1）「農林水産省における研究開発評価に関する指針」（平成28年3月22日農林水産技術会議決定9で定める「必要性」、「効率性」、「有効性」と評価項目との対応は、「必要性」は1、「効率性」は4、「有効性」は2及び3となる。

（注2）評価専門委員会では、A：2点、B：1点、C：0点として評価項目ごとに委員全員の平均（小数点第2以下四捨五入）により評価を決定するものとし、その基準は、1.5点以上：A、0.5点以上1.5点未満：B、0.5点未満：Cとする。

（注3）総括評価は、原則として以下のとおりとする。

① 1～4の評価項目のすべてがAの場合に限り、総括評価はAとする。

- ② 2～4 の評価項目のすべてが A の場合でも、1 の評価項目が B である場合には総括評価は B とし、C である場合には総括評価は C とする。

委託プロジェクト研究課題評価の評価項目及び評価基準（中間評価）

評価項目（注1）	評価の視点	評価基準
1. 社会・経済の諸情勢の変化を踏まえた研究の必要性	・農林水産業・食品産業、国民生活の具体的なニーズ等から見た研究の重要性 ・引き続き国が関与して研究を推進する必要性	S：評価の視点に掲げる項目が研究開始時からさらに増しており、必要性は非常に高い
		A：評価の視点に掲げる項目が研究開始時と同様であり、必要性は高い
		B：評価の視点に掲げる項目のうちいずれかの項目が研究開始時から低下しており、必要性はやや低い
		C：評価の視点に掲げる項目のうちすべての項目とも研究開始時から低下しており、必要性は低い
2. 研究目標（アウトプット目標）の達成度及び今後の達成可能性	・中間時の目標に対する達成度（注2） ・最終の到達目標の今後の達成可能性とその具体的な根拠	S：研究が計画を上回る進捗で進捗しており、研究目標の達成可能性は非常に高い
		A：研究が概ね計画のとおり（中間時の目標に対し80%以上の達成率）の進捗で進捗しており、研究目標の達成可能性は高い
		B：研究が計画をやや下回る（中間時の目標に対し80%未満の達成率）進捗で進捗しており、研究目標の達成可能性はやや低い
		C：研究が計画を大幅に下回る（中間時の目標に対し50%未満）進捗で進捗しており、研究目標の達成可能性は低い
3. 研究が社会・経済等に及ぼす効果（アウトカム）の目標の今後の達成可能性とその実現に向けた研究成果の普及・実用化の道筋（ロードマップ）の妥当性	・アウトカム目標の今後の達成の可能性とその具体的な根拠 ・アウトカム目標達成に向け研究成果の活用のために実施した具体的な取組内容の妥当性 ・他の研究や他分野の技術の確立への具体的貢献度（注3）	S：評価の視点に掲げる項目を十分に有しており、かつ、当初の見込みを上回る効果が期待できることから、達成可能性及び妥当性は非常に高い
		A：評価の視点に掲げる項目を十分に有しており、達成可能性及び妥当性は高い
		B：評価の視点に掲げる項目のうち一部不十分なものがあ、達成可能性及び妥当性はやや低い
		C：評価の視点に掲げる項目のすべてが不十分であり、達成可能性及び妥当性は低い
4. 研究推進方法の妥当性	・研究計画（的確な見直しが行われているか等）の妥当性 ・研究推進体制の妥当性 ・研究課題の妥当性（以後実施する研究課題構成が適切か等） ・研究の進捗状況を踏まえた重点配分等、予算配分の妥当性	S：評価の視点に掲げる項目が明確であり、かつ、費用面で当初の見込みよりも効率的に研究を推進しており、妥当性は非常に高い
		A：評価の視点に掲げる項目が明確であり、妥当性は高い
		B：評価の視点に掲げる項目のうち一部不明確なものがあ、妥当性はやや低い
		C：評価の視点に掲げる項目のうち過半数が不明確であり、妥当性は低い

〔総括評価基準〕（注５）

１～４の観点の踏まえ、委託プロジェクト研究課題全体の総合的な評価として、次の４段階で評価。

Ｓ：委託プロジェクト研究課題は予想以上に進捗し、高く評価できる。

Ａ：委託プロジェクト研究課題は順調に進捗しており、継続することは妥当である。

Ｂ：委託プロジェクト研究課題の見直しが必要である。

Ｃ：委託プロジェクト研究課題は中止すべき又は、継続する場合は、抜本的な見直しが必要である。

（注１）各評価項目と「必要性」、「効率性」、「有効性」の観点との対応は、必要性は１、効率性は４、有効性は２及び３となる。

（注２）評価基準における目標の達成率は、原則としてロードマップに位置付けた数値目標に対する実績の割合（数値目標が複数ある場合、それぞれの目標値に対する実績の割合を平均したもの）とする。ただし、これにより難しい場合は、他の適当な方法でロードマップに位置付けた目標に対する到達度合いを判定できるものとし、その判定の考え方を評価個票に記載するものとする。

（注３）研究内容により該当しない場合は、除外して評価を行う。

（注４）評価委員会では、Ｓ：３点、Ａ：２点、Ｂ：１点、Ｃ：０点として評価項目ごとに委員全員の平均（小数点第２以下四捨五入）により評価するものとし、その基準は、２.５点以上：Ｓ、１.５点以上：Ａ、０.５点以上１.５点未満：Ｂ、０.５点未満：Ｃとする。

（注５）総括評価は、原則として以下のとおりとする。

① １～４の評価項目のうち１項目以上がＣである場合、総括評価はＣとする。

② １～４の評価項目のすべてがＢ以上である場合（③、④の場合を除く）、総括評価はＢとする。

③ １～４の評価項目のすべてがＢ以上であって、うち３項目以上がＡ以上である場合（④及び評価項目の４がＢである場合を除く。なお、４の項目がＢである場合には総括評価はＢとする。）、総括評価はＡとする。

④ １～４の評価項目のすべてがＳである場合、総括評価はＳとする。

委託プロジェクト研究課題評価の評価項目及び評価基準（終了時評価）

評価項目（注1）	評価の視点	評価基準
1. 研究成果の意義	・研究成果の科学的・技術的な意義、社会・経済等に及ぼす効果の面での重要性	S：研究成果の独創性、革新性、先導性又は実用性は研究開始時を上回ると認められ、意義は非常に高い
		A：研究成果の独創性、革新性、先導性又は実用性は研究開始時と同様と認められ、意義は高い
		B：研究開始時と比べて、研究成果の独創性、革新性、先導性又は実用性は低下しており、意義はやや低い
		C：研究開始時と比べて、研究成果の独創性、革新性、先導性又は実用性は著しく低下しており、意義は低い
2. 研究目標（アウトプット目標）の達成度及び今後の達成可能性	・最終の到達目標に対する達成度（注2） ・最終の到達目標に対する今後の達成可能性とその具体的な根拠	S：研究目標を超える成果をあげており（又は当初の見込みを上回る進捗で進捗し、研究目標を超える成果が期待できることから）、達成度は非常に高い
		A：研究目標は概ね達成（最終到達目標に対し80%以上の達成率）しており（又は概ね当初の見込みのとおり研究は進捗しており）達成度は高い
		B：研究目標をやや下回る成果（最終到達目標に対し80%未満の達成率）となっており（又は当初の見込みをやや下回る進捗で研究は進捗しており）、達成度はやや低い
		C：研究目標をかなり下回る成果（最終到達目標に対し、50%未満の達成率）となっており（又は当初の見込みをかなり下回る進捗で研究が進捗しており）、達成度は低い
3. 研究が社会・経済等に及ぼす効果（アウトカム）の目標の今後の達成可能性とその実現に向けた研究成果の普及・実用化の道筋（ロードマップ）の妥当性	・アウトカム目標の今後の達成の可能性とその具体的な根拠 ・アウトカム目標達成に向け研究成果の活用のために実施した具体的な取組内容の妥当性 ・他の研究や他分野の技術の確立への具体的貢献度（注3）	S：評価の視点に掲げる項目を十分に有しており、かつ、当初の見込みを上回る効果が期待できることから、達成可能性及び妥当性は非常に高い
		A：評価の視点に掲げる項目を十分に有しており、達成可能性及び妥当性は高い
		B：評価の視点に掲げる項目のうち不十分なものがあり、達成可能性及び妥当性はやや低い
		C：評価の視点に掲げる項目のすべてが不十分であり、達成可能性及び妥当性は低い
4. 研究推進方法の妥当性	・研究計画（的確な見直しが行われてきたか等）の妥当性 ・研究推進体制の妥当性 ・研究の進捗状況を踏まえた重点配分等、予算配分の妥当性	S：評価の視点に掲げる項目が明確であり、かつ、費用面で計画以上に効率的に研究を推進しており、妥当性は非常に高い
		A：評価の視点に掲げる項目が明確であり、妥当性は高い
		B：評価の視点に掲げる項目のうち一部不明確なものがあり、妥当性はやや低い

		C：評価の視点に掲げる項目のうち半数以上が不明確であり、妥当性は低い
[総括評価基準]（注5） 1～4の観点を踏まえ、委託プロジェクト研究課題全体の総合的な評価として、次の4段階で評価。 S：予想以上の成果をあげた。 A：概ね目的を達成した。 B：目的の達成がやや不十分であった。 C：目的の達成が不十分であった。		

（注1）各評価項目と「必要性」、「効率性」、「有効性」の観点との対応は、必要性は1、効率性は4、有効性は2及び3となる。

（注2）評価基準における目標の達成率は、原則としてロードマップに位置付けた数値目標に対する実績の割合（数値目標が複数ある場合、それぞれの目標値に対する実績の割合を平均したもの）とする。ただし、これにより難しい場合は、他の適当な方法でロードマップに位置付けた目標に対する到達度合いを判定できるものとし、その判定の考え方を評価個票に記載するものとする。

（注3）研究内容により該当しない場合は、除外して評価を行う。

（注4）評価委員会では、S：3点、A：2点、B：1点、C：0点として評価項目ごとに委員全員の平均（小数点第2以下四捨五入）により評価するものとし、その基準は、2.5点以上：S、1.5点以上：A、0.5点以上1.5点未満：B、0.5点未満：Cとする。

（注5）総括評価は、原則として以下のとおりとする。

① 1～4の評価項目のうち1項目以上がCである場合、総括評価はCとする。

② 1～4の評価項目のすべてがB以上である場合（③、④の場合を除く）、総括評価はBとする。

③ 1～4の評価項目のすべてがB以上であって、うち3項目以上がA以上である場合（④及び評価項目の4がBである場合を除く。なお、4の項目がBである場合には総括評価はBとする。）、総括評価はAとする。

④ 1～4の評価項目のすべてがSである場合、総括評価はSとする。

農林水産技術会議評価専門委員会 委員名簿

(令和 7 年 2 月 4 日時点)

(◎：座長 ○：座長代理)

(五十音順、敬称略)

氏 名	所 属 等
いぬぶし かずゆき 犬 伏 和 之	東京農業大学応用生物科学部 教授
◎ おおくろ としや 大 黒 俊 哉	国立大学法人東京大学大学院 農学生命科学研究科 教授
さとう たくろう 佐 藤 拓 郎	株式会社アグリーンハート 代表取締役
たいら ゆう と 平 勇 人	株式会社ファームノートデーリィプラットフォーム 代表取締役
とうかいりん その こ 東海林 園 子	オイシックス・ラ・大地株式会社 執行役員 経営企画本部 グリーン戦略室 室長
との むら れい こ 外 村 玲 子	中村合同特許法律事務所 弁護士
○ にしの かずみ 西 野 和 美	国立大学法人一橋大学 副学長
ふる たに ち え 古 谷 千 絵	ジャーナリスト
まゆづみ さ よ 黛 佐 予	有限会社 妙義ナバファーム 取締役
みずおち た か し 水 落 隆 司	三菱電機株式会社 執行役員 開発本部
よし なが とも よし 良 永 知 義	国立大学法人東京大学大学院農学 生命科学研究科 特任教授